

(別表1)

事業継続力強化支援計画

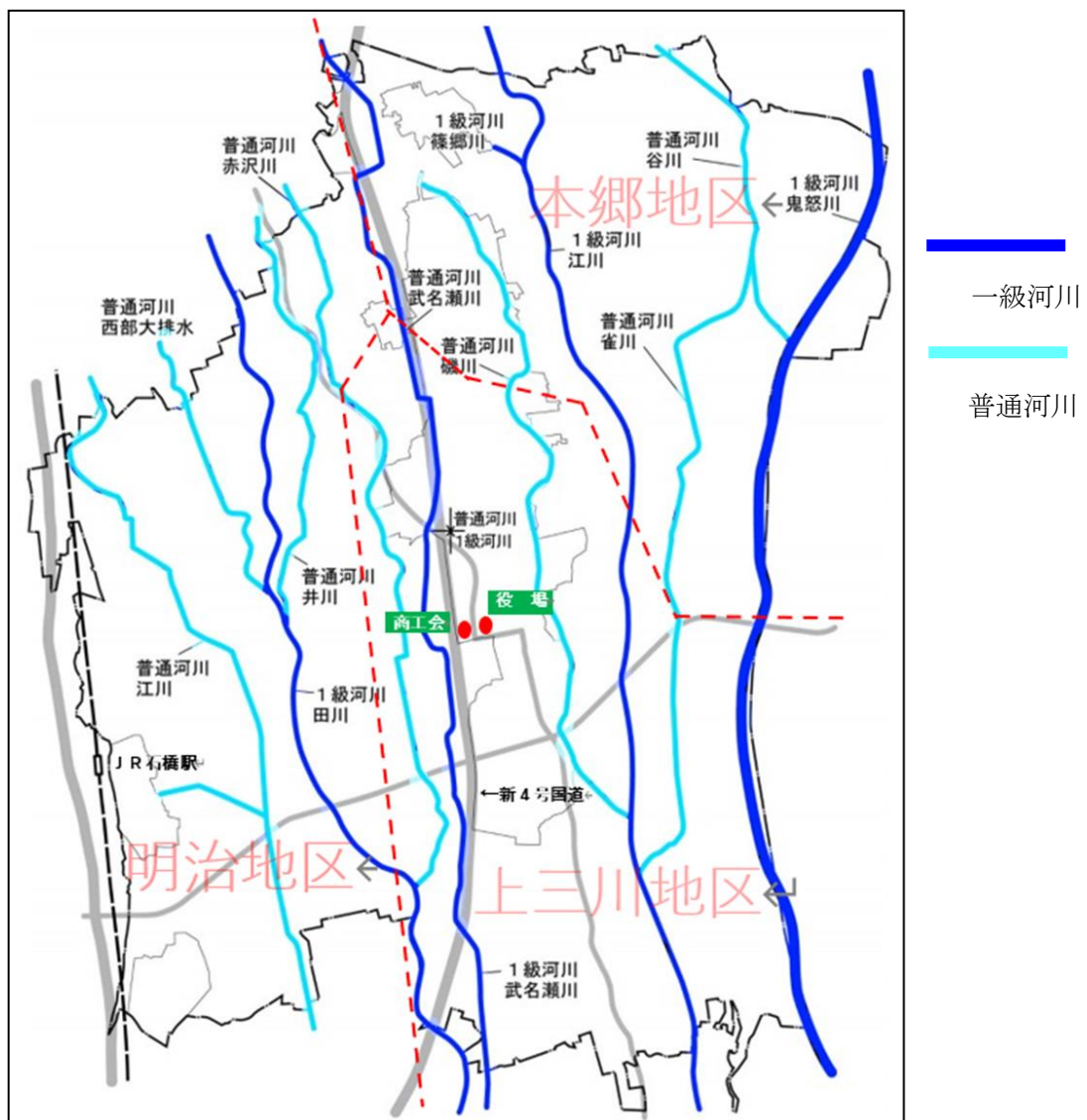
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域である上三川町は、栃木県南東部に位置し、平地部と河川からなり山は無く、標高約 60m~80m で地形はほぼ平坦で、広々とした田園地帯を形成している。町の広さは南北 10.5km、東西 8.25km、面積は 54.39 km²の広さで、町内全域が都市計画区域に指定されている。当地域は、河川が多く鬼怒川・田川・江川など一級河川を有し、その支流として多くの普通河川が流れ込んでいる。

町の中央を新4号国道が南北に縦貫し、その国道を境として上三川地区・明治地区・本郷地区と3つの地域に区分され、当商工会と役場は、上三川地区の中心に位置している。



(2) 地域の自然災害リスク

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

①地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当地域は、鬼怒川、田川、江川に面しており、近年、大型台風や集中豪雨等による河川の氾濫は、特に注意しなければならない災害となっている。

(地震)

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、平均ケースと最大ケースともに、町の大部分が6%～26%である。

本町の「上三川町業務継続計画」における被害の想定は、「栃木県地震被害想定調査（平成25年度）」を参考とし、下記の被害を想定している。

◎震源：栃木県庁直下

◎地震の規模：マグニチュード7.3

◎震度：最大震度7 町域の被害想定は、下図のとおり

項目		被害
建物被害		全壊 692棟、半壊2,499棟
火災		出火1件
ライフライン	水道	断水人口 19,700人
	下水道	支障人口 9,330人
	ガス	供給停止 2,157戸
	電力	停電件数 1,974軒
	通信	不通回線 674回線
死傷者		死者41人、重傷者77人、軽傷者553人
避難者	避難者	2,780人
	うち避難所生活者	1,668人
災害廃棄物		可燃性がれき1.7万トン、不燃性がれき5.4万トン

②感染症のリスク

感染症が流行した場合、以下のリスクが想定される。

- ・インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し、受注を停止せざるを得なくなる。
- ・従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなる。

●その他、感染症が流行した場合に想定される影響等は、上記を含め次のとおりである。

①売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

②仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③事業継続への影響

- ・資金繰りへの支障
- ・本人または家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(3) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

①店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

②経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(4) 商工業者の状況（平成 28 年経済センサス活動調査）

業 種	商工業者数		備考（事業所の立地状況等）
	商工業者数	内小規模事業者数	
建設業	173	167	地域内に広く分散
製造業	103	73	地域内に広く分散 工業団地は4カ所あり計45の進出企業がある。
卸小売業	259	165	地域内に広く分散
飲食宿泊	106	67	地域内に広く分散
サービス	235	177	地域内に広く分散
その他	162	137	地域内に広く分散
合計	1,038	786	

(5) これまでの取り組み

① 上三川町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・地域防災の充実
- ・ボランティア連携強化
- ・防災教育の推進
- ・防災無線の整備
- ・予防対策の整備
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

② 上三川町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・「商工会のビジネス総合保険」の推奨及び加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進

2. 課題

課題(1) 防災・減災対策への意識の低さ

現状、管内小規模事業者の経営課題における災害対策の優先度は、必ずしも高くない。「必要なのは分かっているが、時間とお金がなくできない」という反応と行動に踏み出せていない企業も少なくない。

課題(2) 個社に留まらない事業継続の必要性

リスク認知(ハザードマップの確認等)も、十分ではない状況。災害が契機となり事業が突然に廃止された場合、その影響は自社のみならずサプライチェーン全体に及ぶ可能性がある。

課題(3) 商工会内部に関すること

平成25年2月に上三川町商工会危機管理マニュアルを策定したものの、実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況である。

課題(4) 自然災害等リスク発生時の災害情報の共有化について

緊急時における町と商工会、国、栃木県、栃木県商工会連合会(以下、「商工連」という。)との被害情報の報告ルールが定まっていないことから、共有報告ルート、内容等が明確になっていない。

課題(5) 管内小規模事業者への支援について

- ①小規模事業者の事前対策や発災時の対策に関する状況や課題等の把握ができていない。
- ②小規模事業者における事前対策や発災時の対策(事業継続力強化計画等)及びBCPの必要性和重要性への理解不足、策定への抵抗感(策定事務の負担、人材・スキルの不足)などが存在している。
- ③セミナーの開催や広報活動、専門家派遣等の事業活動に対する安定的な財源の確保ができていない。

3. 目 標

自然災害に対しては、上三川町地域防災計画を踏まえつつ、当地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、上三川町と上三川町商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、さらには事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、上三川町全体とこれを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

①小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

②速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

③被害の把握・報告ルートの確立

緊急時における町と商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

①地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時において、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対して普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

②地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③商工会自身の事業継続計画の作成

- ・上三川町商工会危機管理マニュアルを平成25年6月(R2.4.1 更新)に作成済み（別添）。

④関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・(仮称)上三川町事業継続力強化支援協議会（構成員：上三川町商工会、上三川町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

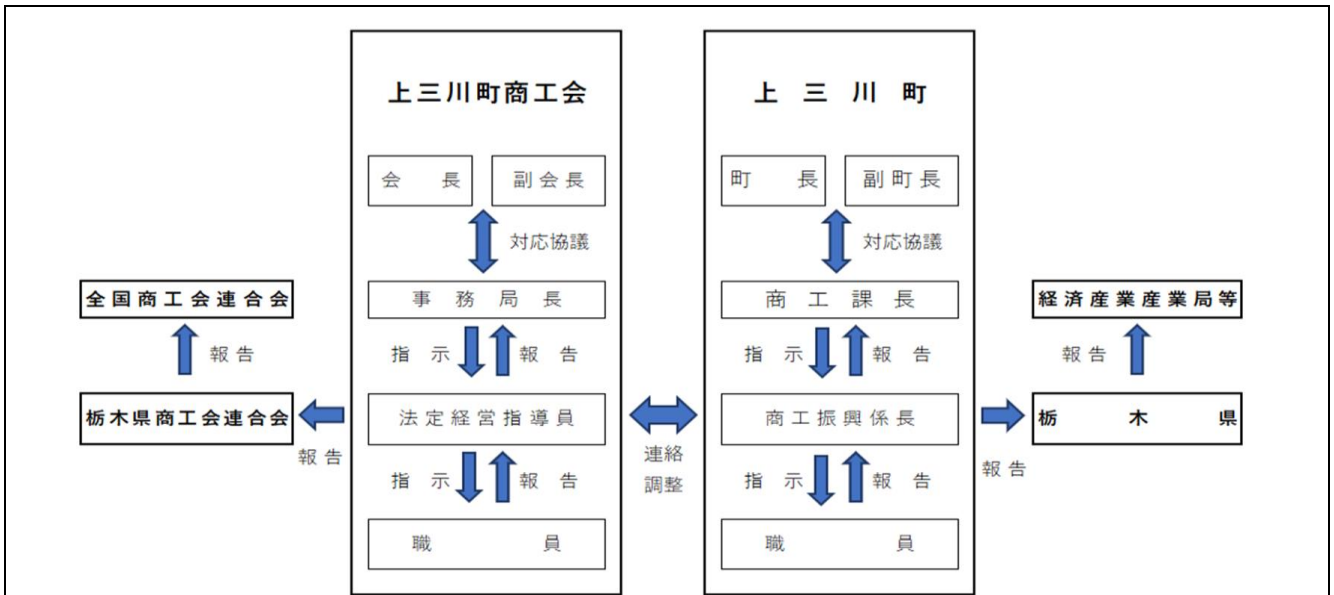
⑥訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

(2) 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) 自然災害等リスク発生時の対応

①大規模自然災害

大規模自然災害が発生（※1）した場合は、以下の手順で対応する。

（※1）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。
- ・共有方法 電子メール又はFAXを使用。
- ・共有頻度は以下のとおりである。（状況より調整あり）

期間（発生日起算）	頻度
1 週 目	1 日 に 2 回
2 週 目	1 日 に 1 回
3 ・ 4 週 目	1 週 間 に 2 回
5 週 目 ～	1 週 間 に 1 回

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は、3) のとおり情報を共有した後、町は県へ当該実態調査票を用い、定められた期

日までに報告する。また、商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、随時報告する。

②国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※２）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※２）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 地域内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式２）等を用いる。
- ・共有方法 電子メール又はFAXを使用。
- ・共有頻度は以下のとおりである。（状況より調整あり）

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1 月 に 2 回
国 内 発 生 早 期	1 月 に 1 回
国 内 感 染 期	1 週 間 に 1 回

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

（４）被災事業者に対する支援

①応急対策時の支援

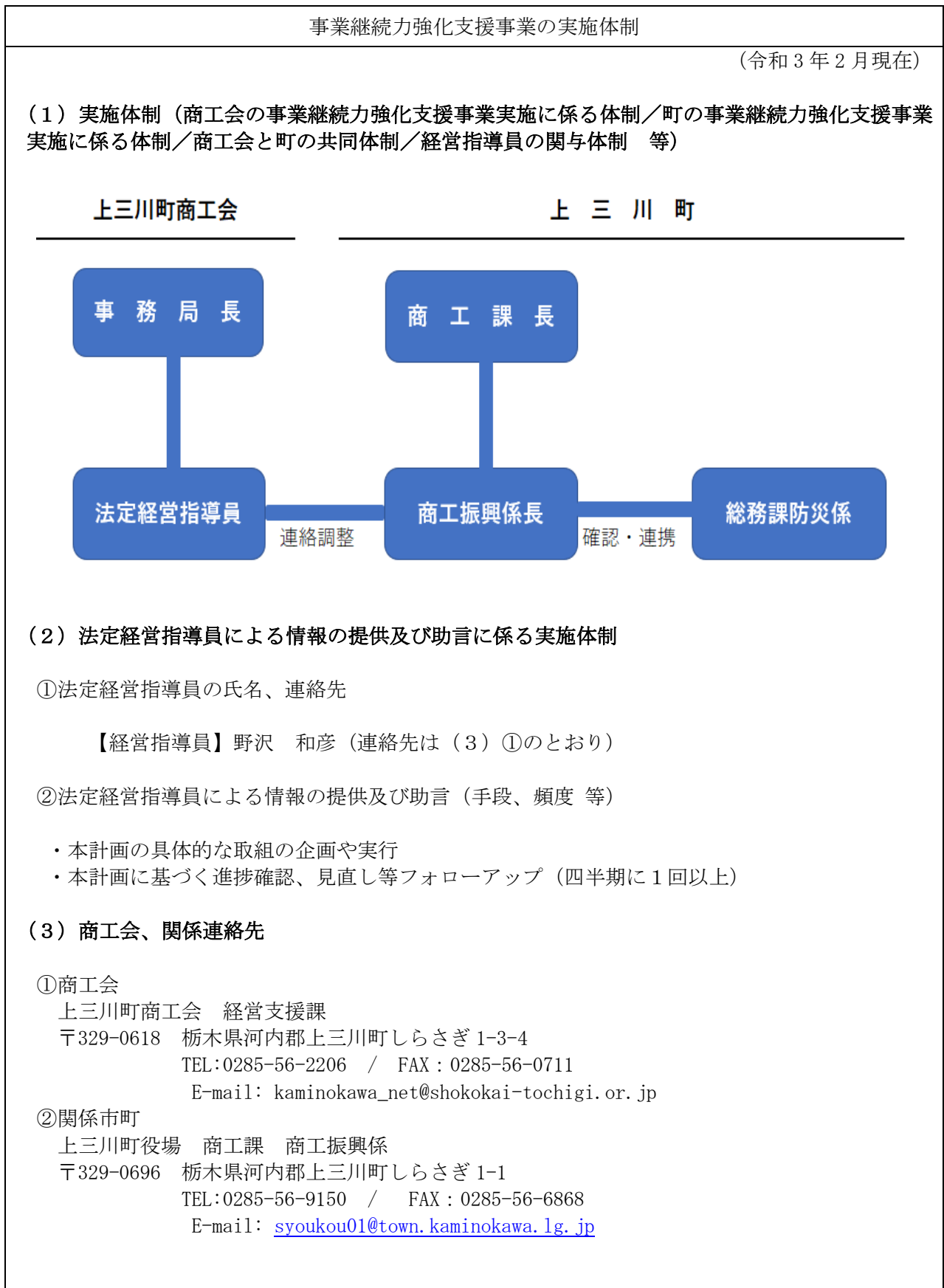
- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に対し、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

②復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、町と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、町・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮町塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

顔晴る企業応援課

〒320-0806 栃木県宇都宮町中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : ganbaru_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	50	50	50	50	50

調 達 方 法

会費、上三川町補助金、事業収入等